○農林水産省告示第八百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年六月二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県高崎市榛名山町字畳石八二七の二、八二八の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　農道用地とするため

○農林水産省告示第八百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年六月二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道沙流郡平取町字豊糠六一の一、字芽生八五の一〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年六月二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県榛原郡川根本町東藤川字庄右エ門坂一二一一の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年六月二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県郡上市八幡町旭字前平九四七の五六から九四七の五八まで、九四七の七一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年六月二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県下呂市瀬戸字日影平一一六の一〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第八百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年六月二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県中津川市加子母字吉金六一二六の六から六一二六の九まで（以上四筆国有林）、六一二六の五、六一二七の七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年六月二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県土佐郡土佐町地蔵寺字サナ山四五四〇の四八、四五四〇の四九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年六月二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町作屋字瀧平一三〇九の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年六月二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県日田市大字花月字ウトカイ二六五九の一五（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○海上保安庁告示第百四十九号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年六月二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　出雲崎港灯標

位置

所在地　新潟県三島郡出雲崎町（出雲崎港防波堤灯台の北西方約四〇〇メートル）

緯度　北　三七―三二―四三

経度　東　一三八―四〇―四四

廃止年月日　平成二十二年五月十四日

○大阪府公安委員会告示第五十二号

次の指定暴力団につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年六月二日

大阪府公安委員会委員長　栗原　宏武

指定暴力団

平成二十年七月二十九日大阪府公安委員会告示第九十九号に係る指定番号六二〇八―二の指定暴力団

変更前

一　名称　東組

二　代表する者の氏名　岸田　清

三　代表する者の住所　大阪府大阪市西成区太子一丁目十番十八号

変更後

一　名称　二代目東組

二　代表する者の氏名　滝本博司

三　代表する者の住所　大阪府大阪市西成区山王一丁目七番十八号

国会事項

衆議院

議案送付

五月三十一日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

独立行政法人地域医療機能推進機構法案（第百七十三回国会内閣提出、本院継続審査）

郵政改革法案

日本郵政株式会社法案

郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

質問書提出

五月三十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

真の夕張再生のための戦略に関する質問主意書（木村太郎提出）

家畜伝染病「口蹄疫」への政府の対応に関する質問主意書（江渡聡徳提出）

我が国が抱える領土問題に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男提出）

我が国の調査捕鯨活動に対するオーストラリア政府による国際司法裁判所への提訴に関する質問主意書（鈴木宗男提出）

会議

六月一日（火曜日）午後一時　本会議

参議院

議案提出

五月三十一日議員から次の議案が提出された。

子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案（松あきら発議）（参第一二号）

また、同日衆議院から次の議案が提出された。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案（衆第二七号）